

広島県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十四年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
世羅中央病院企業団	世羅中央病院企業団	世羅郡世羅町本郷九一八番地の三	公立くい病院「居宅介護支援事業所」	三原市久井町江木五〇番地一	平成二十三年九月三〇日
医療法人社団明清会	三原市宮浦六丁目二番一号	山田記念病院居宅介護支援事業所	三原市宮浦六丁目二番一号	平成二十三年一月三〇日	
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	居宅介護支援事業所すてつぷ	福山市北吉津町四丁目一一番八号	平成二十三年一月三十一日	